

平成26年4月1日施行

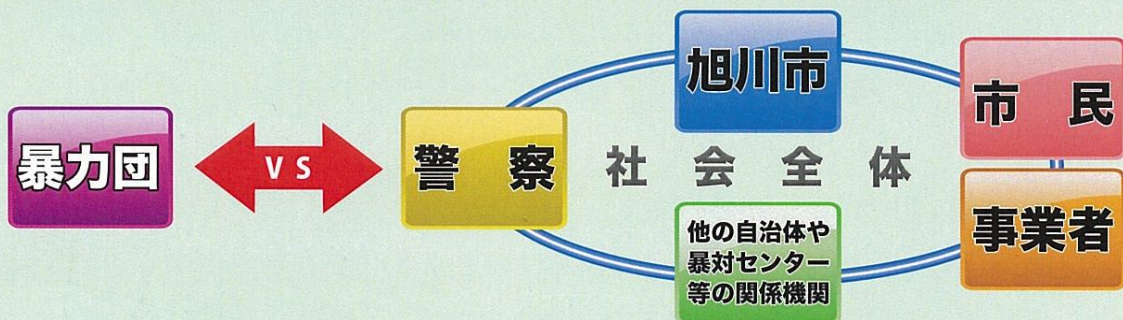
旭川市 暴力団排除条例



条例の基本理念

暴力団を恐れない
暴力団に資金を提供しない
暴力団を利用しない

『社会全体での暴力団の排除』



- 市の公共事業等から暴力団等を排除します。
- 市の公の施設が暴力団の活動に利用されないために、必要な措置を講じます。

〈お問い合わせ先〉 旭川市6条通10丁目(旭川市第三庁舎1階)
防災安全部 交通防犯課 TEL0166-25-6215(直通)

旭川市 北海道警察旭川方面本部 旭川中央警察署 旭川東警察署